

医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

（無床診療所の構造設備基準に関する関係法令）

（開設許可）

第七条

- 4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前三項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えなければならない。

（清潔保持等）

- 第二十条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

（病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準）

- 第二十一条 病院は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。（略）

- 2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第三号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。（略）

（厚生労働省令への委任等）

- 第二十三条 前三条に定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の構造設備について、換気、採光、照明、防湿、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準を厚生労働省令で定める。

医療法施行規則（昭和23年省令第50号）（抄）
（無床診療所の構造設備基準に関する関係法令）

（病院、診療所の構造設備の基準）

第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。

一 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、第四章に定めるところによること。

十五 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。

十六 消火用の機械又は器具を備えること。

2 前項に定めるもののほか、病院又は診療所の構造設備の基準については、建築基準法 の規定に基づく政令の定めるところによる。

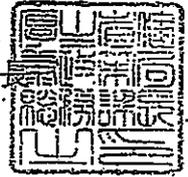


写

総 第 1 9 号
平成12年6月8日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省健康政策局総務課長



診療所施設に関する疑義について

診療所施設に関する以下の照会に対して、下記のとおり回答したので、参考までに送付する。

（照会）

複数の診療所が同一の建物内に設置される場合においては、構造上、玄関、廊下、倉庫等を共同で利用せざるを得ない場合がある。このような利用はやむを得ないものとするが、如何。

記

（回答）

複数の診療所が同一の診療所と判断される場合を除き、患者の診療に直接供されない施設については、貴見のとおり。